

平成30年1月22日／長崎地方裁判所／平成28年（ワ）第279号

原告 X 1
同 X 2

被告 有限会社 Y
同代表者代表取締役 D

主文

- 1 被告は、原告 X 1 に対し、1 2 2 8 万 8 6 5 2 円及びこれに対する平成 2 5 年 9 月 2 7 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告 X 2 に対し、1 2 2 8 万 8 6 5 2 円及びこれに対する平成 2 5 年 9 月 2 7 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを 5 分し、その 4 を被告の負担とし、その余を原告らの負担とする。
- 5 この判決は、1 項及び 2 項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第 1 請求

- 1 被告は、原告 X 1 に対し、1 5 4 3 万 5 5 9 8 円及びこれに対する平成 2 5 年 9 月 2 7 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告 X 2 に対し、1 5 4 3 万 5 5 9 8 円及びこれに対する平成 2 5 年 9 月 2 7 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

第 2 事案の概要

本件は、被告の運営する老人ホームにおいて短期入所生活介護サービスを受けていた亡 E（以下「E」という。）が、上記老人ホームから外に出て、山中において遺体で発見されたところ、E の相続人である原告らが、被告の職員の過失により E が外に出て死亡したとして、被告に対し、使用者責任（民法 7 1 5 条 1 項）又は安全配慮義務違反に基づき、損害金各 1 5 4 3 万 5 5 9 8 円及びこれらに対する不法行為の後の日（E の遺体発見日）から各支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実

以下の事実は当事者間に争いがなく、後掲各証拠（枝番のあるものは枝番を含む。以下同じ）又は弁論の全趣旨によって容易に認められる。

コメントの追加 [1]: 原告（利用者側）は利用者の子どもたちです。

コメントの追加 [2]: 被告（事業者側）は有限会社です。

コメントの追加 [3]: 結論のパートです。

コメントの追加 [4]: 原告らそれぞれ1,228万円（合計2,456万円）が認められています。

コメントの追加 [5]: 事案のまとめのパートです。

コメントの追加 [6]: 住宅型有料老人ホーム（ショートステイ）のケースです。

コメントの追加 [7]: ショートステイ利用中に施設から外に出て、数日後、山中において遺体で発見されたケースです。

コメントの追加 [8]: 事実確認のパートです。

コメントの追加 [9]: 時系列です。

H25.7.3	サービス利用契約
H25.7.4~7.8	サービス利用（1回目）
H25.9.5~	サービス利用（2回目）
H25.9.7	夕食後行方不明
H25.9月上旬頃	死亡
H25.9.27	山中で遺体発見

(1) 当事者等

ア 原告らは、いずれもEの子である。

イ Eは、昭和5年(以下略)生まれの女性であり、後記(4)のとおり、平成25年9月上旬頃に死亡した(死亡当時83歳)。

ウ 被告は、介護保険法による短期入所生活介護等の居宅サービス事業等を業とし、長崎県指定介護保険取扱事業者の認定を受けて短期入所生活介護・住宅型有料老人ホームである「F」(以下「本件施設」という。)を運営する有限会社である。

(2) 本件施設への入所等

Eは、平成25年7月3日、被告との間で短期入所生活介護契約を締結し、同月4日から同月8日まで本件施設において短期入所生活介護支援を受けて退所し、その後、同年9月5日から再び本件施設において同支援を受け始めた。

(3) 本件施設の概要

本件施設の間取りは、1階部分が別紙1のとおりであり、2階部分が別紙2のとおりである。

本件施設の2階には、東西方向に伸びる廊下があり、これは北側中央部にあるエレベーター(EV)前のホール及び1階に降りる階段(別紙2の「〈A〉」の部分である。)と接続している。廊下とエレベーターホールの間には引き戸式の扉があり、そのすぐ東側には廊下を仕切る防火扉(別紙2の「〈B〉」の部分である。以下「本件防火扉」という。)がある(ただし、本件防火扉は通常開扉されている)。本件防火扉で仕切られた西側の区画には、短期入所生活介護の利用者が食事をする共同生活室や同利用者の居室があり、Eの居室(別紙2の「〈C〉」の部分であった。)も同区画にあった。本件防火扉で仕切られた東側の区画には、主に、同じ建物内にある住宅型有料老人ホームの居室等があり、上記階段も同区画にある。(甲2、3、乙5、弁論の全趣旨)

(4) 死亡に至る経緯

Eは、平成25年9月7日午後6時頃、本件施設の2階の共同生活室において夕食を終えた後、同階エレベーターホール前まで歩いて移動した。被告の使用する職員であるG(以下「G」という。)は、洗面所において他の利用者の口腔ケアを行っていたが、洗面所付近でEを発見し、Eに共同生活室に戻るよう声掛けするとともに、エレベーターホール前の引き戸と本件防火扉を閉めた。Eは共同生活室の方向に戻り、Gは他の利用者の口腔ケアを再開したが、その後、被告の職員であるH(以下「H」という。)がGに対し、Eの姿が見えない旨報告した。

その後のEの搜索状況は、別紙3「搜索状況時系列表」記載のとおりである。

Eは、本件施設から外に出ており(以下、これを「離設」という。)、同別紙記載のとおり、同月27日午後5時30分頃、(住所略)から北北東目測約500メートルの山中(以下「本件死亡現場」という。)において死亡しているのが発見された(以下、Eの離設から死亡に至るまでを「本件事故」という。)。Eの遺体を検案した医師は、Eの死亡日を同月上旬頃

と推定した。（甲 1、1 2、1 3）

（５） 被告の過失を基礎付ける事実

E には、本件施設に入所する前から、認知症状があり、過去に 2 度、夕方に外出し、警察に保護されるなど帰宅願望や徘徊の出現があった。E は、本件施設に入所した後も、本件事故の前々日及び前日に、夕食後の午後 6 時以降、強い帰宅願望を表し、本件施設内で徘徊していた。

本件施設の職員は、E に帰宅願望や徘徊の傾向があることを十分に認識しており、目を離れた間に、E が離脱することについて予見可能であり、E の離脱を防ぐために注意を払う義務があったにもかかわらず、G は、E が本件事故の前にエレベーターホール前まで歩いていたところ、単に声掛けを行っただけで、十分な誘導を行わず、その後の監視も行わなかった。

また、本件施設には、その利用者の無断外出を防止し、その生命・身体を安全に管理するための体制が整えられていなかった。

2 争点及び争点に関する当事者の主張

（１） 過失相殺

（被告の主張）

本件事故について被告に過失及び安全配慮義務違反があったことは争わないが、以下の事情からすれば、E にも過失があり、6 割の過失相殺をすべきである。

ア E に過失があることの評価根拠事実

（ア） E に事理弁識能力があったこと

E は、身の回りのことを自分で行うことができ、問題行動もなく、コミュニケーション能力も良好であり、ある程度の身体的機能及び精神的機能は保たれており、事理弁識能力があった。

（イ） a G の声掛けに応じずに離脱したこと

E は、G から声を掛けられ、共同生活室に戻るよう促され、一度は同室の方へ向かったにもかかわらず、G が E から目を逸らした隙に 2 階エレベーターホール前に引き返し、重い本件防火扉を開け、階段 2 を降りて離脱した。E は認知症に罹患していたが、本件事故以前に帰宅願望を示した際には、声掛けや説得に応じて帰宅願望を落ち着かせていたことからすれば、自身が現在自宅から離れた施設に入所していることや一人で離脱して自宅に戻ることができないことを認識していたにもかかわらず、自らの意思で本件防火扉を開けて本件施設の外に出ており、過失がある。

b E が周囲に助けを求めなかったこと

本件施設は、I 団地の中央に位置しており、周辺は午後 8 時頃まで人通りが多く、団地外に出るには高齢者の徒歩で少なくとも 3 0 分を要する。E は、本件施設を出た後に自らが道に迷ったことを認識して他人に助けを求めることが可能であったにもかかわらず、助けを求めなかった点に過失がある。

コメントの追加 [10]: 本件では、被告（事業者側）は安全配慮義務違反があったことを争っていません。

もっとも、被告（事業者側）は利用者にも落ち度があったとして過失相殺を主張しています。

具体的には、以下のような主張をしています。

① 本人に事理弁識能力（ここでは、危険を予見して回避する能力）があった。

② 職員の声掛けに応じず離脱した。

③ 本人が周囲に助けを求めなかった。

被告（事業者側）のこのような方針は興味深いですね。

イ 前記のとおり、原告らの指摘する事情から本件事故につき被告に過失があったことは争わないが、その過失が重大であったとの主張は争う。

(原告らの主張)

Eに事理弁識能力があったとしても、本件事故については過失がなく、過失相殺すべきではない。

ア 被告の主張するEに過失があることの評価根拠事実について

Eは、本件事故当時、要介護2の認知症患者であり、認知症の周辺症状である帰宅願望により本件施設から離脱したものである。そして、帰宅願望や徘徊は、認知症の中核症状である見当識障害等の原因により、自分がいるべき場所にいないという認識を抱いて本来の居場所に帰ろうとする行動であると理解されるところ、Eに身の回りのことを自分で行う能力があったとしても、本件事故当時は、見当識障害によって、帰宅願望に伴う徘徊をしていたのであるから、この時点において、Gの声掛けに応じて自室に戻ったり、自らが道に迷ったことを認識して他人に助けを求めるというように行動を制御する能力は働いていなかった。

イ 被告の過失が重大であることについて

過失相殺の是非を判断するに当たっては、被告の過失の程度についてもしん酌すべきところ、下記の事情からすれば、被告の過失は重大である。

(ア) 本件施設の設備及び管理体制の不備が重大であること

被告は、本件施設の出入口として用いていた自動扉及び掃き出し窓を施錠しておらず、入口付近への職員の常駐やデジタル式の施錠設備の設置など、上記施錠に代替する安全確保のための手段も講じていなかった。

(イ) GのEに対する対応が不適切であったこと

Gは、本件事故前から、Eに帰宅願望に伴う徘徊が度々見られたことを十分に認識しながら、エレベーターホール前まで徘徊していたEに声掛けしただけで帰宅願望が収まったものと軽信し、Eに説得を行って様子を監視したり、誘導するなどの処置を行わなかった。

(ウ) Eの離脱が発覚した後の対応に不備があったこと

Gが本件施設内を探してEを発見できなくなってからその旨を被告代表者に報告するまでに1時間以上を要した。しかし、Gが直ちに被告代表者及びEの家族に連絡を行い、被告の全職員及びEの家族がすぐに捜索を開始していれば、Eの歩く速度や本件施設の位置からすると、EがI団地の外側に出る前にEを発見できた可能性が十分にある。

Gの上記報告の遅滞は、被告が本件事故のような緊急事態の発生時の対応マニュアル等を備えておらず、かつ職員に対する指導、教育及び研修等を怠っていたことに起因する。

(2) 損害額

(原告らの主張)

ア Eの損害

Eに生じた損害は下記の合計額である2487万1197円であり、原告らは、これを各

2分の1（各1243万5598円。小数点以下切り捨て）ずつ相続した。

（ア） 死亡慰謝料 2200万円

Eは、長時間にわたり生死をさまよい、過酷な死を遂げたものであり、その精神的苦痛は計り知れないものである。

（イ） 死亡逸失利益 73万4843円

Eは、本件事故の時点で、年間33万9498円の国民老齢基礎年金を得ており、その平均余命は5年であったから、次の計算式による73万4843円が死亡逸失利益である。

（計算式）33万9498円×4.329〔5年に対応するライプニッツ係数〕×（1－0.5）〔生活費控除率〕＝73万4843円

（ウ） 葬儀費用 150万円

（エ） 諸雑費 63万6354円

a 搜索及び葬儀のための航空費 37万0140円

b その他の費用 26万6214円

イ 原告ら固有の損害

（ア） 慰謝料 各150万円

原告らは、Eの失踪から約20日間にわたり、心配と不安を抱えながら懸命にEの搜索活動に当たり、その結果、死亡という最悪の結果を目の当たりにしたもので、原告らが体験した過酷さは、原告ら固有の慰謝料の額を決めるに当たり考慮されるべきである。

（イ） 弁護士費用 各150万円

ウ 合計額

各1543万5598円

（被告の主張）

ア Eの損害について

（ア） 死亡慰謝料について

Eの本件事故当時の年齢に照らすと1500万円が相当である。

（イ） 死亡逸失利益について

Eの基礎収入は不知、損害額は否認ないし争う。生活費控除率は80%が相当である。

（ウ） 葬儀費用及び諸雑費について

否認ないし争う。

イ 原告ら固有の損害について

否認ないし争う。なお、遺族固有の慰謝料は亡Eの死亡慰謝料に含めるべきである。

コメントの追加 [11]: 被告（事業者側）は、利用者の年齢(83歳)に照らして良慰謝料額は1,500万円が相当と主張しています。

この主張も興味深いですね。

第3 当裁判所の判断

1 争点（1）（過失相殺）について

(1) 前提事実に、証拠(各項末尾に掲記のもの)及び弁論の全趣旨を総合すると、以下の事実が認められる。

ア 本件施設について

本件施設は、概ね700から800メートル四方の範囲に広がる1団地の中央付近に位置し、同団地の外側は、北側にKダムがあるほかは、ほとんどが地面の舗装がされていない森林に覆われている。本件施設から本件死亡現場までは北西ないし西北西方向に直線距離で概ね800から900メートル程度であり、その概ね中間地点に上記団地の外縁が位置する。なお、Eの自宅(原告X1の住所地)は、本件施設から南東方向に直線距離で6キロメートル程度離れた場所にある。(甲4、7、15、乙5〔9・12丁〕)

イ 認知症に関する医学的知見

認知症患者には、記憶障害や認知機能障害等の中核症状に加えて、中核症状の影響により、幻覚、妄想、帰宅願望等の精神症状や徘徊、暴力等の行動異常といった周辺症状が出現することが多い。徘徊は、視覚的な記憶障害や目的地の失念、方向感覚の障害などが原因で生じる。(甲27)

ウ Eについて

(ア) 本件施設入所前

Eは、平成23年6月頃から被告とは別の居宅介護支援事業者が運営する施設においてデイケアサービスを受け、平成24年9月頃から原告X1と同居を開始したが、この頃から「家に帰りたい」などの帰宅願望を訴え始めた。

Eは、平成25年2月、2度にわたり、上記デイケアサービスから帰宅後に自宅から外出して帰り道が分からなくなり、Eの家族が警察に通報して捜索を依頼したことがあった。

Eは、同年4月9日に要介護2の認定を受け、この頃、障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)がA1、認知症高齢者の日常生活自立度(認知度)がⅢaと判定された。

寝たきり度Aは、自立度の高い順にJ、A、B、Cの4段階あるうちの2段階目であり、A1は、Aを更に2段階に分けたときに自立度の高い方であって、A1の判定基準は、屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出せず、介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活するというものである。認知度Ⅲは、自立度の高い順にⅠからⅣ及びMの5段階あるうちの3段階目であり、その判定基準は、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とするというものであり、見られる症状や行動の例の一つとして、徘徊が挙げられる(ⅢaとⅢbは、上記症状がみられるのが日中中心か〔Ⅲa〕夜間中心か〔Ⅲb〕によって区別される。)(甲5～7、乙7)

(イ) 1回目の本件施設入所前及び入所中

Eは、平成25年7月4日に本件施設に1回目の入所をし、同日から退所した同月8日まで毎日、夕方から帰宅願望を示し、同月4日の午後7時頃、同月5日の午後8時頃並びに同月7日の午後2時頃及び午後5時から9時頃には、出口を探して本件施設2階の廊下を徘徊した。

また、同月5日と同月7日の徘徊時には、被告の職員が眠前薬の服用を促したのを拒否して徘徊を続けた。（甲6～8、10の1）

（ウ） 2回目の本件施設入所前及び入所中

Eは、平成25年9月5日に本件施設に再入所し、本件事故が発生する同月7日まで毎日帰宅願望を示し、同月6日には午後7時頃から午後8時頃まで廊下を徘徊した。（甲10の2、11）

（エ） 本件事故

Eは、平成25年9月7日午後6時頃、前記前提事実（4）のとおりエレベーターホール前まで徘徊してGに声を掛けられ、共同生活室の方向に向かったが、その後、再び本件施設東側に向かって徘徊し、施錠されていなかった本件防火扉を開け、階段2を使って1階に降り、1階エントランスホール南側の自動扉、又は当時出入口としても使用していた機材倉庫北側の掃き出し窓から、本件施設外へ離脱した。（甲2、12、乙6）

（2）ア 前記認定事実イ、ウによれば、Eは、平成25年4月には、日中を中心に日常生活に支障を来すような行動や意思疎通の困難さがあるとされる認知度Ⅲaと認定され、本件事故当時、帰宅願望や徘徊の症状がみられていたこと、帰宅願望や徘徊は、認知症の中核症状である視覚的な記憶障害や目的地の失念、方向感覚の障害等により引き起こされる周辺症状であることが認められる。

そうすると、本件事故時にEに帰宅願望や徘徊の症状が出現していたことは、Eに記憶障害や方向感覚の障害等の認知症の中核症状が生じていたことを意味するといえる。

そして、本件事故の経過をみると、前記認定事実ア、ウ（エ）のとおり、Eは、本件防火扉を開けて普段は往来しない本件施設の東側区画に立ち入り、階段2を自力で降りた上で、本件施設外に出たものと認められる。さらに、前記認定事実アから認められる本件施設と本件死亡現場の位置関係からすれば、離脱後のEの行動は、本件施設の所在するI団地内を、自宅とは概ね反対方向に直線距離で300から400メートル程度歩き続けた後、同団地の外縁から舗装されていない森林に立ち入り、さらに直線距離で同程度歩いて本件死亡現場まで到達したものと推認され、その行動の異常性、非合目的性は非常に高く、自らの置かれた状況を正確に把握していた者の行動としては到底説明がつかない。

そうすると、Eは、本件事故当時、認知症の中核症状である記憶障害や認知機能障害等により、自らの置かれた状況を正確に把握することができず、したがって、自身のいるべき場所が本件施設内であることを認識して共同生活室に戻ることや、離脱後に自らが迷子の状況にあることを認識して周囲に助けを求めることは、不可能であったといわざるを得ない。

したがって、Eは、本件事故時、自身の客観的状況について理解し、本件施設を出て徘徊することにより自己の生命等に危険が生じることを予見し、これを回避する能力を欠いていたというべきであって、本件事故におけるEの行動をしん酌して過失相殺をすることはできないというべきである。

コメントの追加 [12]: 裁判所は、被告（事業者側）の過失相殺の主張を認めませんでした。

（理由）

本人は、**認知症の中核症状**（認知症の中核症状（記憶障害、認知機能障害等）が生じていて、そもそも**事理弁識能力（危険を予見して回避する能力）**はなかった（≡過失相殺能力がなかった）。

- ・ 認知症高齢者の日常生活自立度（認知度）Ⅲa
- ・ 入所前2回、入所後2回、帰宅願望や徘徊あり
- ・ 自宅と反対方向に歩いていたという異常性
- ・ 森林に入ってしまったという異常性

イ 被告は、徘徊は軽度の周辺症状であり、Eの結果回避能力は低下こそしていたとしても完全に欠く状態にあったとはいえないと主張する。しかし、前記のとおり、Eは、離設後、団地を抜けて山中に入り、さらに数百メートル歩き続けたと認められるところ、Eに自己の生命に対する危険を予見しこれを回避する能力が少しでもあれば、上記団地の外縁で引き返すか、少なくともその場に留まるなどの行動を取るのが自然であって、Eが前記のような行動を取ったのは、Eに危険を予見し回避する能力を完全に欠いていたことが原因であるというほかない。被告の上記主張は採用できない。

ウ また、被告は、Eが、〈1〉Gの声掛けに一度は応じて共同生活室の方向に戻ったのに、その後Gが目を離れた際に本件施設外に出たこと、〈2〉Eはコミュニケーション能力に問題がなく、本件施設の周囲は人通りも多かったのに周囲に助けを求めなかったことに、それぞれ過失があると主張する。

しかし、〈1〉については、Eが一度は共同生活室の方向に戻ったことが、自身の置かれた客観的状況を正確に理解しての行動であったとは直ちに認め難い上、仮にその瞬間には正確な理解をしていたとしても、前記のとおり、その後の離設に至る行動の異常性に照らせば、少なくとも離設時においては上記状況を理解して危険を予見し回避する能力を欠いていたと認められる。

また、〈2〉については、証拠（甲7）によれば、本件施設への1回目の入所前日の平成25年7月3日に行われたカンファレンスにおいて、「他利用者様とのコミュニケーションも良好で、問題行動自体は見られないので大丈夫との事」との結論が記載されていることが認められる。しかし、上記カンファレンスが他利用者との関係性や問題行動との結びつきを問題にしていること、帰宅願望については別項目で見守りが必要である旨示されていることに照らせば、上記記載は、Eが他利用者に対して、認知症の周辺症状である暴力等の異常行動を起こす危険性が低いことを指摘するものであるといえ、帰宅願望が高まって徘徊をしている最中に周囲に助けを求めることができる程度の能力があることを裏付けるものとはいえない。かえって、前記認定事実ウ（イ）のとおり、Eは本件施設への1回目の入居時（同月5日及び7日）に眠前薬の服用を拒否してまで徘徊を続けたことがあったことが認められるほか、前記のとおり本件事故時にもGの声掛けに従わずに本件施設外に出ていることからすれば、帰宅願望が強まった際には、相手方の方から働き掛けた場合にも意思疎通が相当に困難であって、まして、本件施設外において、自らが迷子の状態にあることを認識し、自発的に他人に助けを求めることができるほどの能力があったとは認められない。

よって、被告の上記主張はいずれも採用できない。

2 争点（2）（損害額）について

（1） 証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の各事実が認められる。

ア Eの捜索は、平成25年9月27日に遺体が発見されるまでの21日間に及び、警察官、原告ら及びその親族等並びに被告の職員10ないし20名がこれに携わった。原告らは、

コメントの追加 [13]: 「② 職員の声掛けに応じず離設した。」

という被告（事業者側）の言い分については、認められないとしています。

（理由）

そもそも危険を予見して回避する能力がない。

コメントの追加 [14]: 「③ 本人が周囲に助けを求めなかった。」

という被告（事業者側）の言い分についても、認められないとしています。

（理由）

そもそも助けを求めることができる能力がない。

長い搜索期間中、悲痛な気持ちで懸命に搜索に当たった。被告の職員も、直接の搜索活動に携わったほかに、原告らに対し、本件施設の空き部屋を提供したり、原告らが指示した地点においてビラを配布して情報収集に努めたりするなど原告らの搜索に関する要望に可能な限り応えたが、搜索活動が長引くに従い、原告ら親族は、心痛のあまり、被告に対し、祈祷師への依頼を提案するなどした。

Eの遺体は、同月27日、第三者によって発見されたが、その後、原告らは、発見現場までの道のりを辿り、本件事故当時のEの心情を慮って大きな苦しみを覚えた。(甲12、30、31)

イ 原告ら及びその関係者は、別紙4 航空券支出一覧表のとおり、航空券購入のための費用を支出した。別紙4のL(旧姓・L')及びNは、いずれも原告X1の子であり、Lは、平成25年9月14日から同月16日まで、Nは、同月10日から同月12日まで、搜索に携わった。(甲19、22～25、弁論の全趣旨)

ウ Eは、平成25年8月及び同年9月分の国民年金の老齢基礎年金として5万6583円を受給した(甲20)。

エ 平成25年10月1日にEの通夜が、同月2日にEの葬儀が執り行われ、原告X1は、葬儀会社に対し、Eの葬儀費用として169万8417円を支払った(甲12、21)。

(2) Eの損害について

ア 死亡慰謝料について

前記前提事実(1)、(4)のとおり、Eは本件事故により、平成25年9月7日の離設から死亡推定日の同月上旬頃まで道に迷った上で山中において死亡したこと、その間、強い恐怖を感じたと推認できることや、前記1(1)で認定した事実など本件に現れた一切の事情を考慮すると、Eの慰謝料は1800万円とするのが相当である。なお、後記(3)アのとおり、原告ら固有の慰謝料も発生すると認められる。

イ 死亡逸失利益について

前記認定事実アによれば、Eは、本件事故がなければ、平均余命までの5年間について、国民老齢基礎年金の年金額(年額)である33万9498円〔計算式: 5万6583円×(12/2)=33万9498円〕を得る蓋然性があつたと認められる。なお、生活費控除率については、年金であることに照らせば、少なくともその6割が生活費に費消されるとみるのが相当である。

以上を前提として中間利息をライプニッツ方式により控除して得られる死亡逸失利益は、58万7874円となる〔計算式: 33万9498円×4.329×(1-0.6)=58万7874円〕。

ウ 葬儀費用について

前記認定事実エによれば、Eの葬儀関係費として150万円を上回る金額が支出されたことが認められるが、原告らの主張する150万円について本件事故と相当因果関係があるというべきである。

エ 諸雑費について

コメントの追加 [15]: 本人の死亡慰謝料として1,800万円が認められています。

(ア) 搜索及び葬儀のための航空費

Eの親族が搜索活動又は葬儀のための移動に要した費用は、本件事故と相当因果関係があり、Eに生じた損害と認められる。

前記認定事実アによれば、原告らにおいてEの親族が搜索の目的で移動するために支払ったと主張する航空運賃(別紙4の番号〈1〉から〈6〉)のうち、同番号〈1〉、〈2〉及び〈4〉の合計9万8940円については、搜索活動に参加した親族の航空券の費用と認められ、本件事故と相当因果関係があるといえる。他方で、同番号〈3〉、〈5〉及び〈6〉については、航空機利用日と搜索への参加日が離れている上、証拠(甲22)からは往路と復路の別すら明らかでなく、原告らは渡航の詳細についてこれ以上の主張立証をしないから、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

原告らにおいてEの親族が葬儀等の目的で移動するために支払ったと主張する航空運賃(同番号〈7〉から〈12〉)については、Eの通夜及び葬儀の日である平成25年10月1日及び同月2日(前記認定事実エ)に近接した日の渡航であり、領収書の宛先と原告らとの関係が不明である番号〈9〉を除き、渡航者も葬儀等に出席することが通常と考えられるEの親族であることから、番号〈9〉を除く合計17万0490円について本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

(イ) その他の費用について

原告らは、諸雑費のうち上記(ア)以外の費用として主張する26万6214円の内訳及びその根拠について何ら主張立証せず、また、本件全証拠によっても上記金額が本件事故と相当因果関係のある損害であると認めるに足る証拠はない。

オ 以上のEの損害の合計額は2035万7304円となり、原告らは、上記損害に係る損害賠償請求権をそれぞれ1017万8652円ずつ相続した。

(3) 原告ら固有の損害

ア 慰謝料について

前記前提事実及び認定事実アによれば、原告らは、Eと密接な関係にあり、いずれもEの死亡により多大な精神的苦痛を被ったと認められる。したがって、原告らについては、民法711条により、固有の慰謝料として各100万円を認めるのが相当である。

イ 弁護士費用について

本件事案の内容、その難易度、認容額、その他諸般の事情を総合して考慮すると、本件事故と相当因果関係に立つ損害と見ることができる弁護士費用はそれぞれ111万円ずつとするのが相当である。

3 以上によれば、原告らの請求は、被告に対し、使用者責任(民法715条1項)に基づく損害賠償として、それぞれ1228万8652円及びそれぞれこれに対する不法行為の後の日(Eの遺体発見日)である平成25年9月27日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度において理由があり(なお、安全配慮義務違反に基づく

請求についての認容額は、上記の使用者責任に基づく請求の認容額を上回らない。）、その余の請求には理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法64条本文、61条を、仮執行宣言につき同法259条1項を、それぞれ適用して、主文のとおり判決する。

(別紙1)

(別紙2)

(別紙3)

検索状況時系列表

(別紙4)

航空券支出一覧表